

# 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

別紙1

(最終改正：平成31年3月28日)

## 1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

## 2 事業の実施主体

(ア)都道府県(イ)市町村等(ウ)医療法人(エ)社会福祉法人(オ)その他厚生労働大臣が相当と認める者

## 3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

## 4 事業内容

- (1)スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令(昭和36年政令第37号)第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む)
- (2)自動火災報知設備整備

## 5 交付対象

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに4に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

## スプリンクラー整備事業の基準単価等について

種別	補助率	基準単価	加算
通常型スプリンクラー	1/2	19,900円/m <sup>2</sup>	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,019,000円/施設
水道連結型スプリンクラー	1/2	19,200円/m <sup>2</sup>	消火ポンプユニット等を設置した場合、 2,019,000円/施設
パッケージ型自動消火設備	1/2	23,200円/m <sup>2</sup>	—
消防法施行令第32条適用設備(※)	1/2	22,600円/m <sup>2</sup>	—

(※)消防法施行令(抄)

(基準の特例)

第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができるものと認めるときにおいては、適用しない。